

令和7年度　日之影中学校部活動基本方針

1 部活動の目的

学年や学級の所属を離れ、共通の目的や興味・関心をもつ生徒が、学校生活等の中で身に付けた知識や技能、行動などを主体的に実践し、心身の調和のとれた発達と健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 部活動の位置付け

部活動とは、放課後及び休日に生徒の自主的・自発的な活動を支援し、技能の向上や心身の鍛錬、社会性の育成を図るものである。

したがって、本校では、部活動を学校教育の延長として位置付け、職員等の指導・管理のもとに活動することを原則とする。

3 部活動の意義

部活動の目的は、心身の調和の取れた発達と健康の保持増進であるから、目先の勝敗や受賞等にこだわることなく、そこに至るまでの過程を大事にすべきである。そのため、特に次の3つの観点から生徒を育成していく必要がある。

- (1) きちんとしたあいさつができる生徒の育成
いつ、どんなときでもさわやかなあいさつのできる礼儀正しさ
- (2) たくましく強い精神力をもった生徒の育成
困難に負けない強い心、誘惑に負けない健全な心
- (3) 仲間同士の親睦を深め、協調性や社会性のある生徒の育成
協力することの大切さ、支え合うことの大切さ

4 部活動の入退部について

- (1) 本校は、すべての生徒がいずれかの部活動に所属することを推奨する。
- (2) 社会体育部に所属している者については、部活動所属に準じるとみなす。
- (3) 上記(2)については、部活動顧問会において審議し、職員会で承認を得る。
- (4) 上記(2)及び(3)については、平成27年度より本方針を施行する。
- (5) 入部については、年度初めに「入部許可願い」を提出し、許可された生徒は、許可された日から当該年度末まで活動できる。なお、1年生の入部願いの提出は4月25日(金)までとする。
- (6) 1年生時に入部した部活動は、基本的に3年間続けるものとする。よって2年生及び3年生は年度当初に継続願いを提出する。
ただし、身体的な理由や人間関係等で退部する場合は、顧問や学級担任等と相談の上「退部届」を提出して許可を得る。

5 練習計画及び活動時間について

- (1) 平日はもとより、土・日曜日、祝祭日、春夏冬の長期休暇の練習計画は各部で作成し、計画に従って活動すること。
- (2) 活動時間は、基本的にスクールバスの時間を考慮し、活動終了時刻を下記のように定める。なお、部活動終了時刻の10分後がスクールバスの出発時刻である。

時　期	4月	5～7月	8月始業の日～10月体育の日
部活動終了時刻	17：50	18：20	18：00
時　期	10月体育の日後～10月末	11～1月	2～3月
部活動終了時刻	17：30	17：20	17：30

- (3) 毎週土曜日か日曜日のいずれかはリフレッシュデーとする。ただし、毎月第3日曜日は家庭の日であるため、原則としてリフレッシュデーとする。なお、土・日に大会等が行われる場合は、その他の曜日で休養日を設けることができるが、校長の許可を受けて参加することとする。

- (4) 毎週水曜日はリフレッシュデーとし、スクールバスは下校便のみとする。
- (5) 休日の練習には顧問がつくることを基本とし、保護者との連絡を密にする。また、朝から夕方までの練習は原則として行わないこと。
- (6) 定期テスト3日前より部活動停止期間とする。

ただし、部活動停止期間中に行われる大会等に参加する場合は、保護者の承諾を得た上で職員会で共通理解を図り、校長の許可を得た場合に参加を認める。

- (7) 県秋季体育大会及び冬季に実施される協会主催の大会において九州大会につながる県大会に出場することが決まった場合は、1大会に限り、後援会から部活動延長の申し出があれば、校長に承認を得て最長18時30まで部活動延長ができるものとする。

ただし、その際は保護者による送迎を原則とし、延長期間は、大会日の2週間前からとする。

6 施設・用具の使用について

- (1) 施設、用具の使用については、使用規定を守らなければならない。
- (2) 施設（グラウンド・体育館）の使用にあたっては、使用計画に基づいて使用する。
※土・日、祝祭日、長期休暇については、施設使用時間割を別途計画する。

7 部活動中の傷害について

部活動中の事故（負傷）については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に加入し処置する。

8 部活動の運営費用について

- (1) ユニホーム等の着用品や練習試合等の活動費用については、受益者負担を原則とする。
- (2) 中学校体育連盟関係の公式試合等への出場については、公費で参加費の一部を負担する。その他の大会（協会主催等）については各部で考慮すること。
- (3) 部費（後援会費）については各部で独自に決定すること。ただし、保護者負担の軽減を考え、最小限にとどめること。

9 部員心得

- (1) 部活動に意欲的に参加し、無断で休んだり、遅刻したりしないこと。
- (2) 学校のきまり及び部のきまりを守ること。
- (3) 部の活動を乱すような言動はしないこと。
- (4) 部活動以外の学習や係活動にも力を入れ、常に生活態度の向上に努めること。

10 その他のきまり

- (1) 部活動を休む場合は、必ず本人が、部顧問に直接または電話連絡を行う。
- (2) 練習時の服装は、各部で指定されているものとし、それ以外は禁止する。更衣は指定された場所で行う。常に整理整頓に心がける。
- (3) 平日の部活動中の飲食については原則として許可しない。休日等の練習や大会における飲食については、部顧問の指示に従うこと。
- (4) 使用した設備や用具の後始末や清掃、用具の点検・保管は各部で責任をもって行う。
- (5) 土・日及び祝祭日の活動においては、許可を得た生徒のみ自転車を利用することができる。その際、必ずヘルメットを着用すること。
- (6) 部員による問題行動があった場合は、部活動停止及び対外試合や各種大会の出場停止もありうる。（本校の生活のきまりに関する確認事項に順ずる）
- (7) 各部活動において3年生が出場できる大会が終了した後の練習参加は認めない。
ただし、休日の練習等で各顧問の要請がある場合や特殊な事情がある場合については、職員の共通理解を得た上で校長の承認を受け、部活動へ参加できる。
- (8) 朝や昼休みなどを利用した屋外での自主的な練習は、顧問や副顧問の許可を得られれば実施できる。

1.1 指導者心得

- (1) 部活動の指導だけでなく、学習面・生活面の指導にも努めること。
- (2) 単に勝敗にこだわるのではなく、常に生徒に目を向け、学習や生活の場として望ましい部活動つくりに努力すること。
- (3) 生徒の発達段階に応じた指導をし、常に生徒の健康・安全に留意すること。

1.2 その他

- (1) 顧問、コーチ及び保護者との連携を密にし、健全な活動がなされるように計画的に部活動運営を行い、各々の立場で部活動の目的の達成に努める。
■顧問、部活動指導員…………… 部活動の管理、運営を司り、その責任者となる。
■外部指導者… 顧問の管理体制のもとに技術指導等を行い、顧問を支援する。
（年度当初学校長から委嘱された者）
■保護者…………… 顧問の要請を受けた場合に、側面的に協力する。
- (2) 対外試合等については、土・日曜日にかかわらず、職員の共通理解を得るための手立てを取る。また、保護者との連絡も密にすること。

1.3 本校の部活動募集停止について

本校の部活動募集停止に関する規定は以下のように定める。

（平成25年度より施行。平成29年12月一部改正）

- (1) 1年生の入部希望段階※において、単独チームで地区中学校総合体育大会及び地区秋季体育大会に連続して出場できない部員数の時は、募集停止の対象となり、当該部活動の次年度以降の募集はしない。
しかし、1・2年生については、3年生の最後の大会までは活動を保障する。その際は、団体戦の場合は他校と合同チームを結成しての出場を検討する。
〔※ 入部希望段階とは、新入生については、4月上旬から中旬までは仮入部期間であり、正式に決定するのは、4月下旬である。県北大会申込みが早い部活動では4月中旬のためである。〕
- (2) 秋季大会に、2年連続単独チームで出場できない場合は、次年度からの部員の募集を停止する。
- (3) 規定人数は以下のとおりで、団体戦を組める人数である。ただし、吹奏楽部については、検討が必要である。

部活動	規定人数
1 野球部	9
2 ソフトテニス	4
3 陸上	4
4 吹奏楽部	1 ※

※ 全校生徒数や入部者数によっては、募集停止について別途協議を行う。

- (4) 3年生が引退後、下級生だけでは大会に参加できない状況や、部員数が少なく練習が困難であると考えられる場合は、部員の募集を停止することもある。
- (5) 社会体育部数の今後の増減については、状況に応じて検討を行う。

1.4 社会体育部について

（平成29年3月改正、平成30年4月より実施）

- (1) 平成30年度より、社会体育を社会体育部とする。
活動については、これまでの社会体育と大きな変更点はなし。
- (2) 社会体育部として、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の傷害保障が受けられるようになる。
- (3) 学校外で活動する社会体育と位置付けて、外部指導者を必ず登録する。
- (4) 学校内の連絡調整・大会申し込み等を行う担当教員を必ず1名配置する。